

事務連絡
令和3年4月9日

各府省等人事担当課長 殿

内閣人事局内閣参事官
(調査担当)
(サービス・勤務時間担当)
(福利厚生担当)

新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置実施後の出勤回避等の取組について (依頼)

標記につきまして、令和3年4月9日に変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(別添1参照)を踏まえ、同年4月12日以降は下記のとおり取り組んでいただくようお願いいたします。

なお、所管の独立行政法人に対しても、下記の対応について、周知をお願いいたします。

記

1. 今回新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき区域(東京都、京都府及び沖縄県)に所在する官署について
 - 1) 出勤回避について
新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、必要な行政機能を維持することを前提として、業務プロセスの見直しなどの工夫を行い、テレワーク、ローテーション勤務等により、「7割」を目指して職員の出勤回避(終日)に取り組む。
職場に出勤する場合でも、時差通勤等により、可能な限り人との接触の低減に取り組む。
 - 2) 職場における感染拡大防止について
職場における感染拡大防止については、人事院及び当局の関連通知等を踏まえた取組を徹底する。
2. 上記1以外の区域に所在する官署について
新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置実施後の出勤回避等の取組について(依頼)
(令和3年4月5日内閣人事局内閣参事官(調査担当、サービス・勤務時間担当、福利厚生担当)(別添2参照)に基づき、引き続き、適切な対応をよろしく願います。

以上

【連絡先】

内閣人事局 調査係

長尾、勝間田、五味(電話(8時~17時): 050-5474-1628
(17時~): 03-6257-3741Email: chosakakari@cas.go.jp

内閣人事局 サービス・勤務時間担当

神保、並川、小林(電話: 03-6257-3760)

内閣人事局 福利厚生・ハラスメント防止担当

戸部、川名、高田(電話: 03-6257-3768)

E-mail: fukurikosei.j7a@cas.go.jp